

## 第2回 今後の介護人材養成の在り方に関する検討会

### 議 事 次 第

日 時 平成22年4月26日（月）  
15：00 ～ 17：00  
場 所 全国都市会館3F第1会議室

#### 1 開会

#### 2 議事

- 今後の介護人材養成の基本的な方向性に関する論点について
- 研修等実施状況調査（案）の内容について
- その他

#### 3 自由討議

#### 4 閉会

#### 【配付資料】

- 座席表
- 資料1 今後の介護人材養成の基本的な方向性に関する論点
- 資料2 介護福祉士制度の見直し
- 資料3 「介護福祉士の資格取得方法の見直しに関するご意見の募集について」の結果について
- 資料4 介護職員研修等実施状況調査（案）について
- 資料5 第1回今後の介護人材養成の在り方に関する検討会議事録
  
- 資料I 北村委員提出資料



今後の介護人材養成の基本的な  
方向性に関する論点

# 今後の介護職員のキャリアアップの在り方のイメージ（案）

【 現 在 】

【施設長・介護職員  
リーダー】  
(10年以上?)

【中堅介護職員】  
(3年以上)

【初任介護職員】  
(1年～3年程度)

介護職員基礎研修

ヘルパー2級

介護福祉士

○ 各資格の役割分担が曖昧であり、資格取得がキャリアアップと必ずしも結びついていない。

【 将 来 】

専門介護福祉士  
(仮称)

介護福祉士  
(1800時間課程or3年実務+600時間課程)

600時間課程

介護職員基礎研修  
(500時間)

ヘルパー2級  
(130時間)

○ 各資格の役割分担を整理し、各資格とキャリアアップの関係性を整理。

※ あくまで現在の仕組みを前提としたイメージ

## 今後の介護人材養成の前提

- 今後の高齢化の一層の進行等により、国民の介護ニーズは拡大が見込まれ、社会保障国民会議の「医療・介護費用のシミュレーション」によれば、平成18年の117万人から、平成37年にはさらに95万人～138万人の確保が必要と見込まれている。
- また、介護保険制度の創設以降、認知症ケアや医療的ケアを必要とする利用者は増加するとともに、住み慣れた地域での生活を支援する小規模多機能型居宅介護サービスが新たに創設されるなど、介護人材に求められる役割も多様化・高度化してきている。
- 他方、総体的に労働力人口は減少（平成18年6,657万人→平成42年5,584万人～6,180万人）していくことが見込まれる中で、新規学卒者はもちろん他産業からの離職者など、多様なルートで介護人材を確保していく必要がある。
- これらを考慮し、人材の量的確保と資質向上を両立していくという観点に立って、介護人材の参入の間口は広く捉えつつ、現場職員がキャリアに応じて無理なく資質向上を図ることができるような養成システムを考慮していく必要がある。

## 人材養成に関する論点

### 1. 介護福祉士資格取得までの介護人材養成の体系について

#### (1) 養成の目標・体系等について

- 介護人材の量的確保、質の向上を両立させる観点から、次の点についてどのように考えるか。
  - ・ 参入ルート、資格取得ルートについてどのように考えるか。
    - ┌ 多様な人材が参入できる入り口を維持すべき。
    - └ 養成校ルート、実務経験ルートの2つは将来的にも維持すべき。
  - ・ 介護サービス利用者の視点から、どのような質のサービス、人材を育成することを目標とすべきか。
    - ┌ 認知症、医療ニーズをもつ人への対応
    - └ 尊厳を支えるケア、個別ケア、小規模多機能ケアの実施
  - ・ 介護福祉士資格の位置づけについてどのように考えるか。
    - ┌ 多様な人材を参入させるからこそしっかりさせるべき。
    - └ ある程度のハードル、見識、スキルがなければ資格とはいえない。
    - └ 業務独占化をめざすべき。
- ・ 実務経験者が段階的・効率的に基礎教育を受けられるよう、ヘルパー2級研修、基礎研修、600時間課程について、どのように位置付け、整理すべきか。
  - ┌ 複雑化した体系をシンプルにし、既受講歴を積み上げられるようにすべき。

## (2) 中堅段階の介護人材養成、介護福祉士資格について

○ 介護福祉士の役割と他の介護人材や専門職との分担についてどのように考えるか。

- ・ 専門職としての介護福祉士が担うべきことと介護職員やボランティアな人材等との連携等によって行われるべきことを整理すべき。
- ・ 一部業務の（日常生活に関連した医行為、高度な認知症ケア、障害者への対応等）独占も含めて、役割を考えるべき。

○ 実務経験者が介護福祉士資格を取得するうえでの、技能の到達目標と、最低限必要な基礎教育の内容についてどのように考えるか。

- ・ 介護の根拠等を理解し、説明出来るようにすることが必要。
- ・ 500～600時間程度の体系的な基礎教育は必要。
- ・ ヘルパー研修を充実させればよく、基礎研修、600時間課程は不要。

### (3) 初任段階の介護人材養成について

- 介護人材の参入の間口を広くとらえる観点から入職段階の研修（ヘルパー2級研修）の位置づけ、教育内容についてどのように考えるか。

- ・ 多様な人材が参入できる入り口を維持すべき（再掲）
- ・ ヘルパー研修は必要とのメッセージを明確にだすべき。
- ・ ヘルパーのみの資格という位置づけ・名称を見直し、拡充すべき。
- ・ ヘルパー研修からの就業率は低く、ハードルをあげて基礎研修に移行すべき。

- 入職段階における研修以降の中間的な能力形成・キャリアアップを支援する研修制度の必要性についてどのように考えるか。

- ・ 基礎研修は位置づけや受講メリットが不明確。
- ・ 基礎研修については見直しが必要。
- ・ ヘルパーに対する利用者のニーズが幅広くなっており、コミュニケーション、ソーシャルワーク的な研修が必要。
- ・ ヘルパー1級研修は存続するか、新たな教育を考えるべき。

#### (4) 研修受講支援策等について

○ 現任職員が働きながらできるだけ身近な地域で無理なく受講できるよう、どのような対応が必要か。

・積極的に実習生を受入れ、人材の育成に取り組む実習施設を拡充し、地域の介護人材育成の拠点施設として活用することについてどのように考えるか。

- ・インターンシップなどを取り入れるべき。
- ・事業所によって体系的な研修をやっているところとそうでないところがある。
- ・学びのための多様なインフラを整備活用すべき。

・通信課程の位置づけ・範囲についてどのように考えるか

- ・通信課程はできるだけ減らすべき。
- ・600時間課程のスクーリングは6日程度で働きながら受講しやすい。

・事業者団体等が行う外部研修等の受講歴を活用することについてどのように考えるか

- ・しっかり行っているさまざまな研修を読み替える仕組みが必要。

・講師の派遣等による授業形態を取り入れることについてどのように考えるか

- ・教員が出向く教育などを取り入れるべき。

・代替職員の確保等の支援策等についてどのように考えるか。

- ・600時間の費用を誰が負担するかはきちんと議論すべき。
- ・代替職員確保への支援が必要。

## 2. チームリーダー、施設長等の段階における論点

- 介護福祉士資格取得後のさらなるキャリアアップの仕組みとして、専門介護福祉士（仮称）のあり方についてどのように考えるか。

- ・ 医療行為や障害への対応などを含め専門介護福祉士について検討すべき。
- ・ 介護福祉士の上位の研修を設け、キャリアデザインを描ける仕組みとすることが必要。

【社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(平成19年8月)】

- 国家資格等の有資格者について、さらに高い専門性を認証する仕組みの構築を図るなど、従事者の資質向上に取り組むこと。(職能団体、養成機関の団体その他の関係団体等)

【平成19年「社会福祉士及び介護福祉士法」一部改正法衆議院厚生労働委員会附帯決議(平成19年11月)】

- 社会的援助を必要とする者が増加していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。

- 介護サービスチームのリーダーや管理者の育成や資格のあり方についてどのように考えるか。

- ・ 離職を防止するために、施設長や管理者の資質向上を図ることが必要。
- ・ 介護人材をマネジメントできる管理者の育成が急務であり、ここに一定の支援や評価が必要。

### 3. その他の論点

- 各資格・研修制度とは別個に位置付けられている制度的な個別のテーマ別研修と各資格・研修制度の関係性についてどのように考えるか。
- 介護に関する知識や技術が適切に身に付いているかどうかを確認できる評価の在り方についてどのように考えるか。
- 働きながらキャリアアップしていくことを支援するための制度的対応についてどのように考えるか。
  - ┆ 魅力ある職場がないと負担を強いて資格をとろうとは思わない。
  - ┆ 現場は求められるものは多いが処遇は低い。
- 介護サービスの進展にあわせて、基礎教育の内容を見直す仕組みのあり方についてどのように考えるか。
  - ┆ 常に実践からカリキュラムがリフレッシュされることが必要。
- 福祉・保健医療関係人材の確保や横断的なキャリア形成のために、資格共通的な教育やキャリアパスを形成する道筋についてどのように考えるか。
  - ┆ 将来的な方向性としてケアを広くとらえて保育・看護・リハ等も含めた共通の基礎教育、資格横断的なキャリアパスをつくることも念頭に議論をすべき。



# 介護福祉士制度の見直し

# **「社会福祉士及び介護福祉士法」 の一部改正について**

## 介護福祉士・社会福祉士制度の改正について

[ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年制定、昭和63年度施行)により創設された名称独占の国家資格 ]

### 改正の背景

近年の介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応し、人材の確保・資質の向上を図ることが求められている。

- 介護保険制度の導入や障害者自立支援法の制定等により、認知症の介護など従来の身体介護にとどまらない新たな介護サービスへの対応が求められている。
- 介護保険制度、障害者支援費制度等の利用者がサービスを選択できる制度を導入したことに伴い、サービスの利用支援、成年後見、権利擁護等の新しい相談援助の業務が拡大してきている。

### 改正のポイント

- 1 介護福祉士の行う「介護」を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改めるなど、定義規定を見直す。
- 2 個人の尊厳の保持、認知症等の心身の状況に応じた介護、福祉サービス提供者、医師等の保健医療サービス提供者等との連携等について新たに規定するなど、義務規定を見直す。
- 3 資質の向上を図るため、すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、介護福祉士の資格取得方法を一元化する。  
福祉現場における高い実践力を有する社会福祉士を養成するための資格取得方法の見直しを行う。
- 4 社会福祉士の任用・活用の促進を図る。

# 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の概要 (平成19年12月5日公布)

## 1 定義規定の見直し

- ① 介護福祉士の業務:「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改正する。
- ② 社会福祉士の業務: 福祉サービスを提供する者又は医師等の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡・調整を明確化する。

## 2 義務規定の見直し

- ① 個人の尊厳を保持し、その有する能力・適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実に業務を行わなければならない。
- ② 介護福祉士は認知症等の心身の状況等に応じ、社会福祉士は地域に即した創意と工夫を行い、業務を行わなければならない。
- ③ サービスが総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス提供者、医師等の保健医療サービス提供者その他の関係者との連携を保たなければならない。
- ④ 資格取得後も、社会福祉・介護を取り巻く環境の変化に適應するため、知識・技能の向上に努めなければならない。

## 施行期日

公布日: 定義規定・義務規定の見直し、社会福祉士の任用資格としての位置付けの拡大(1、2及び4②)

平成21年4月1日: 介護福祉士の教育内容の充実、社会福祉士の資格取得方法の見直し(3②・④及び4①)

平成24年4月1日: 介護福祉士の資格取得方法の見直し

(3①・③) \* 平成25年1月試験から実施

## 3 資格取得方法の見直し

### 【介護福祉士】

- ① 「養成施設」卒業者は、資格を取得するためには、新たに国家試験を受験する仕組みとする。
- ② 「福祉系高校」について、教科目・時間数だけでなく新たに教員要件、教科目の内容等にも基準を課すとともに、文部科学大臣・厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとする。
- ③ 「実務経験」(3年以上)に加え、新たに6月以上の養成課程(通信等)を経た上で国家試験を受験する仕組みとする。

### 【社会福祉士】

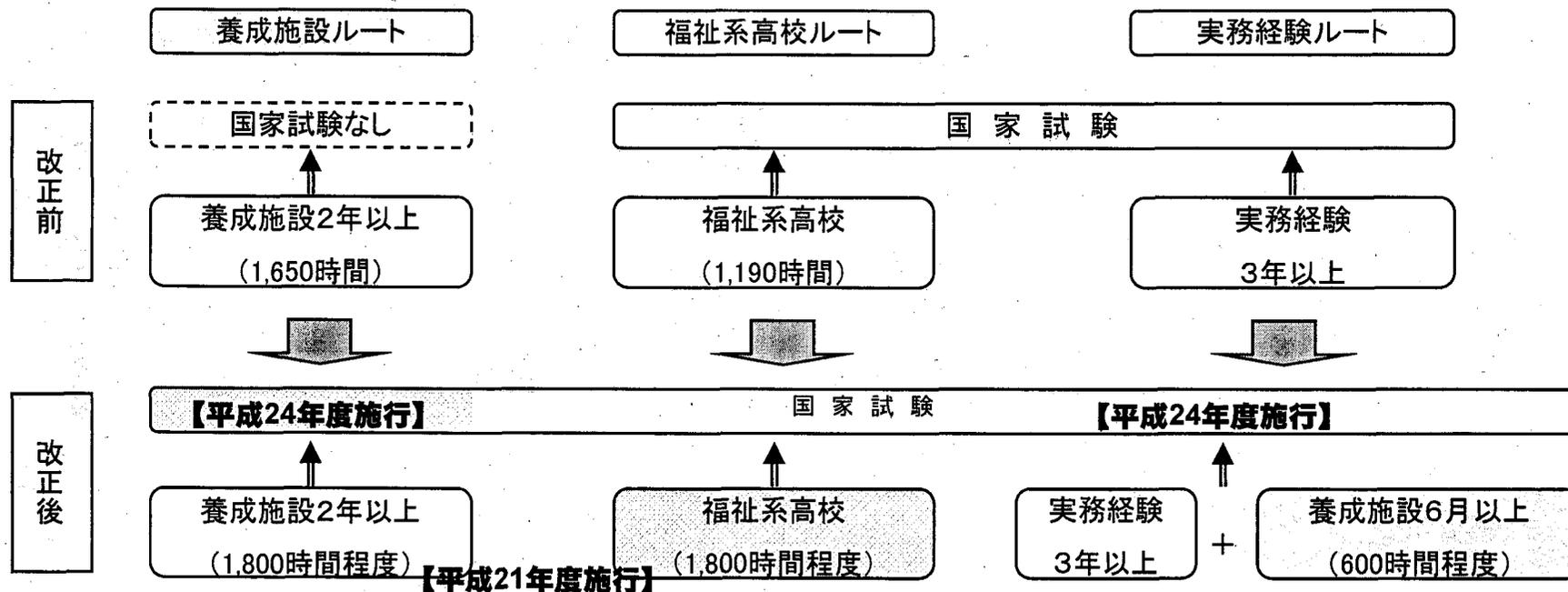
- ④ 「行政職」経験に加え、新たに6月以上の養成課程を経た上で国家試験を受験する仕組みとする。

## 4 社会福祉士の任用・活用の促進

- ① 社会福祉主事養成課程を修了後、2年以上の実務経験を有し6月以上の養成課程を経たものに、新たに国家試験の受験資格を付与する。
- ② 身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等の任用資格として、社会福祉士を位置付ける。

# 介護福祉士の資格取得方法の見直し

平成19年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、資格取得方法の一元化が図られたところ。



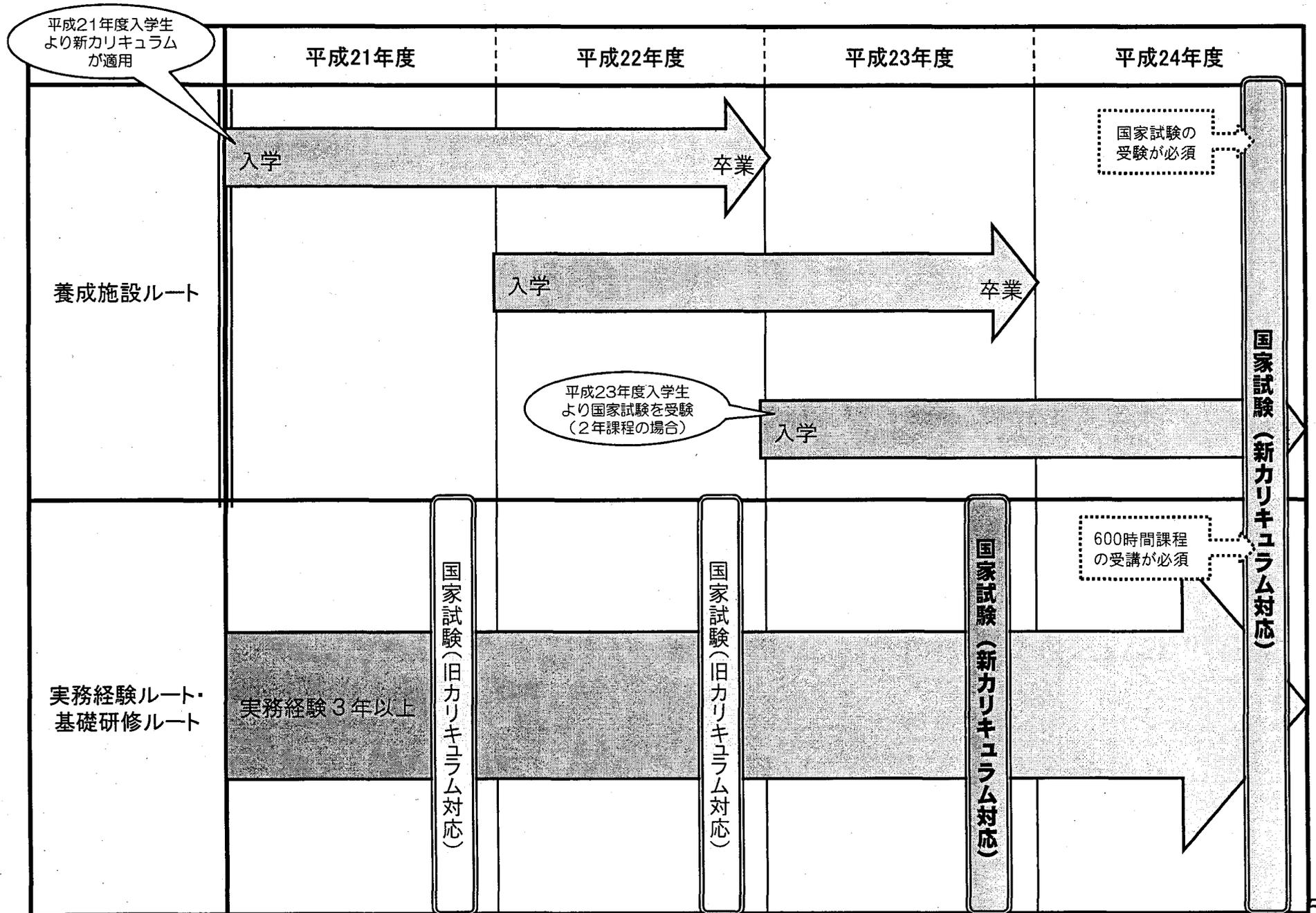
【参考】現行の資格取得者数等の状況

	平成20年度資格取得者	これまでの資格取得者数の累計
養成施設ルート	約1.5万人(約17.0%)	約25.4万人(約34.2%)
福祉系高校ルート	約0.5万人(約5.7%)	
実務経験ルート	約6.8万人(約77.3%)	約48.9万人(約65.8%)
合計	約8.8万人	約74.3万人

\* 平成20年度の国家試験の状況

- ・受験者数 約13.1万人
- ・合格者数 約6.8万人  
(合格率約52.0%)

# 「社会福祉士及び介護福祉士法」一部改正法の施行スケジュール



## 参議院厚生労働委員会における附帯決議（平成19年4月26日）

一、介護福祉士の資質の向上を図るための教育カリキュラム等の見直しに当たっては、養成施設ルート、福祉系高校ルート及び実務経験ルートのそれぞれにおいて、同等の水準の知識及び技能が担保されるよう措置すること。また、本改正による介護福祉士の資格取得方法の見直しに併せて、介護報酬の見直しなど制度面を含めて介護福祉士の社会的評価に見合う処遇の確保につながる施策の推進に努めること。

二、介護労働の魅力を高めるため、雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある介護労働力確保対策を総合的に推進すること。

三、介護職員の任用については、介護福祉士を基本とすることを念頭に置きつつ、介護福祉士への円滑な移行を促進するため、その施策の在り方を十分検討すること。

四、准介護福祉士の仕組みは、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、介護福祉士制度の見直し後の介護福祉士の受入れの在り方について早急にフィリピン側と調整を行う等の対応を行い、その結果を踏まえ、速やかに介護福祉士への統一化を図ること。

五、実務経験ルートに新たに課される六月以上の養成課程について、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮し、通信課程を認めるほか、教育訓練給付の対象となるように基準の設定を行うこと。

六、厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養成に係る新たな仕組みを設けるに当たっては、現在の資格制度との関係について十分検討を行い、現場が混乱に陥ることのないようにすること。

七、社会的援助のニーズが増大していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。

八、社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の在り方について、専門家による検討の場を設け、必要な知識及び技能を総合的に評価できるような内容となっているかどうかについて検証を行うこと。

九、社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、関係機関に対し周知徹底を図ること。

## 衆議院厚生労働委員会における附帯決議（平成19年11月2日）

- 一、介護福祉士の資質の向上を図るため、教育カリキュラム等の見直しに当たっては、養成施設ルート、福祉系高校ルート及び実務経験ルートのそれぞれにおいて、同等の水準の知識及び技能が担保されるよう措置すること。
- 二、社会福祉士及び介護福祉士の社会的評価に見合う処遇の確保を図るため、介護報酬の見直しなど介護保険事業の充実等に努めるとともに、国籍などを理由として介護福祉士の賃金、労働条件などに差別的取扱いが生じないよう、監督・指導を行うこと。
- 三、福祉・介護労働の魅力を高めるため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」に基づく施策として、社会福祉士及び介護福祉士の雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある福祉・介護労働力確保対策を総合的に推進すること。
- 四、介護職員の任用については、介護福祉士を基本とすることを念頭に置きつつ、介護福祉士への円滑な移行を促進するため、その施策の在り方を十分検討すること。
- 五、社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、都道府県及び市区町村の福祉に関する事務所職員への社会福祉士の登用の促進策の在り方について十分検討すること。また、社会福祉施設の長、生活指導員等についても、社会福祉士の任用を促進するよう周知徹底を図ること。
- 六、実務経験ルートに新たに課される六月以上の養成課程について、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮し、通信課程を認めるほか、教育訓練給付の対象となるように基準の設定を行うこと。
- 七、厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養成に係る新たな仕組みを設けるに当たっては、現在の資格制度との関係について十分検討を行い、現場が混乱に陥ることのないようにすること。
- 八、社会的援助を必要とする者が増加していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。
- 九、社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の在り方について、専門家による検討の場を設け、必要な知識及び技能を総合的に評価できるような内容となっているかどうかについて検証を行うこと。
- 十、社会福祉士の資質の向上を図るため、教育カリキュラム等の見直しに当たっては、効果的な実習が行われるよう実習指導体制の充実に十分配慮すること。
- 十一、司法・教育・労働・保健医療等の分野における社会福祉的課題の重要性にかんがみ、これらの分野への社会福祉士の職域拡大に努めること。

# **介護福祉士養成課程における教育 カリキュラムの見直しについて**

# 介護福祉士養成課程における新たな教育カリキュラム

【旧カリキュラム（2年課程の場合）】

科目名		時間数
人間とその生活の理解		120時間
社会福祉概論	講義	60時間
老人福祉論	講義	60時間
障害者福祉論	講義	30時間
リハビリテーション論	講義	30時間
社会福祉援助技術	講義	30時間
社会福祉援助技術演習	演習	30時間
レクリエーション活動援助法	演習	60時間
老人・障害者の心理	講義	60時間
家政学概論	講義	60時間
家政学実習	実習	90時間
医学一般	講義	90時間
精神保健	講義	30時間
介護概論	講義	60時間
介護技術	演習	150時間
形態別介護技術	演習	150時間
介護実習	実習	450時間
介護実習指導	演習	90時間
合 計		1,650時間

【新カリキュラム（2年課程の場合）】

教育内容		時間数
人間と社会		240時間
	人間の尊厳と自立	30時間以上
	人間関係とコミュニケーション	30時間以上
	社会の理解	60時間以上
こころとからだのしくみ		300時間
	発達と老化の理解	60時間
	認知症の理解	60時間
	障害の理解	60時間
	こころとからだのしくみ	120時間
介護		1,260時間
	介護の基本	180時間
	コミュニケーション技術	60時間
	生活支援技術	300時間
	介護過程	150時間
	介護総合演習	120時間
	介護実習	450時間
合 計		1,800時間

平成21年4月より新カリキュラムへ移行

# 養成の目標

## 資格取得時の到達目標

1. 他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける
2. あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する
3. 介護実践の根拠を理解する
4. 介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる
5. 利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる
6. 介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる
7. 他の職種の役割を理解し、チームに参画する能力を養う
8. 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活が送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける
9. 円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける
10. 的確な記録・記述の方法を身につける
11. 人権擁護の視点、職業倫理を身につける

介護を必要とする幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力

## 資格取得時の介護福祉士

## 求められる介護福祉士像

1. 尊厳を支えるケアの実践
2. 現場で必要とされる実践的能力
3. 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
4. 施設・地域(在宅)を通じた汎用性ある能力
5. 心理的・社会的支援の重視
6. 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
7. 多職種協働によるチームケア
8. 一人でも基本的な対応ができる
9. 「個別ケア」の実践
10. 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
11. 関連領域の基本的な理解
12. 高い倫理性の保持

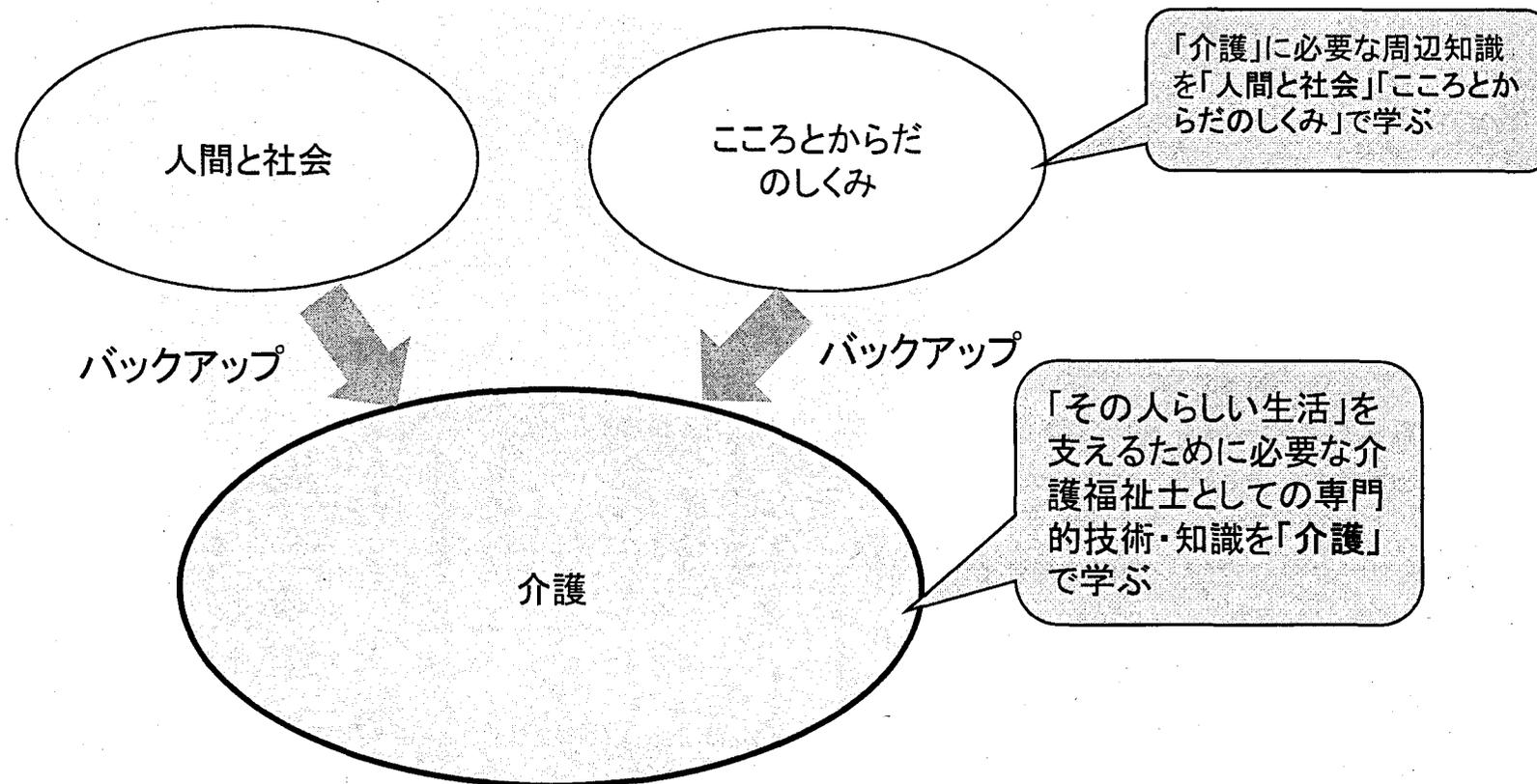
# 教育体系を「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」の3領域に再編

介護が実践の技術であるという性格を踏まえ、

○その基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」

○「尊厳の保持」「自立支援」の考え方を踏まえ、生活を支えるための「介護」

○多職種協働や適切な介護の提供に必要な根拠としての「こころとからだのしくみ」の3領域に再構成する。



## 教育カリキュラムの見直しのポイント（21年4月から）

### 介護に関する科目の充実（専門性の向上）

- 介護に関する科目を、現行900時間→1260時間へ拡充（「介護技術」（810時間）と「実習」（450時間）で構成）
- ◎ 介護技術
  - 「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「生活援助技術」、「介護過程」及び「介護総合演習」の5科目で構成

### 教育現場の創意工夫による多様な教育内容の確保

- 養成施設側が、科目構成を自由に設定できるよう弾力化。
  - ・ 「人間と社会」、「介護」及び「こころとからだのしくみ」の3つの「領域」の教育内容ごとに、その裁量で科目編成を行うことができる。
  - ・ 各養成施設等の科目編成により教育内容が基準で示された水準に達していることを担保する観点から、基準で示された「教育に含むべき事項」の項目が、個々の科目のシラバスに記載されていることを条件とする。

## 専任教員の役割の明確化

- 科目編成等を行う専任教員を各領域に1人ずつ配置。
- 領域「介護」を教授する専任教員は介護教員講習会の受講を義務付け。

## 実習施設の資質の向上

- 実習施設・事業等（Ⅱ）については、一連の介護過程を網羅的に実践できるよう、介護職員に占める介護福祉士の比率が3割以上であることや、介護サービス提供のためのマニュアル等や介護過程に関する諸記録が整備されていること等を要件とする。
- 上記における実習指導者については、原則として、介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ、実習指導者講習会を修了した者として、要件を強化する。

# **実務経験ルートにおける養成課程 (600時間課程) について**

# 6月（600時間）以上の養成課程創設の目的

平成19年の法改正に当たって、今後の高齢化の一層の進行や認知症高齢者に対するケアへの対応の必要性等の背景を踏まえ、今後のあるべき介護福祉士像を整理。

## 介護福祉士の基礎的能力の向上の必要性

この介護福祉士の在り方像を踏まえつつ、こうした人材の養成に向けた知識・技術体系として、2年1,650時間のカリキュラムを1800時間へ拡充（養成施設ルート）。

1. 尊厳を支えるケアの実践
2. 現場で必要とされる実践的能力
3. 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
4. 施設・地域（在宅）を通じた汎用性ある能力
5. 心理的・社会的支援の重視
6. 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
7. 多職種協働によるチームケア
8. 一人でも基本的な対応ができる
9. 「個別ケア」の実践
10. 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
11. 関連領域の基本的な理解
12. 高い倫理性の保持

他方、実務経験ルートにおいては、「即戦力として期待できるものの、制度面・理論面について十分な教育機会が欠けている」との議論があり、1800時間のカリキュラムを基本に、実務から得られる知識・技術を考慮しつつ、利用者への説明能力を高め、状態像に応じた根拠ある介護実践が可能となるよう、

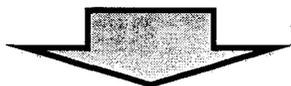
- 認知症ケアや医療が必要な高齢者へのケアなど、現代的な課題に対応するために必要な知識・技術（ex. 認知症の理解や障害の理解など）
  - 根拠に基づく実践を行う観点から、制度や人体の構造等に関する知識（ex. 社会の理解やこころとからだのしくみなど）
- 等を修得するための課程として、実務経験ルートに600時間課程を創設したもの。

➡ こうした改正を通じ、介護福祉士の社会的な評価を高め、処遇改善につなげることを企図。<sup>15</sup>

## 実務経験者に対する600時間課程のねらい

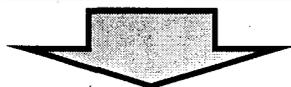
### 実務を通じた学習・経験の課題

- 施設・事業所ごとに利用者の状態像の違いや、指導者の指導方法・考え方にばらつきがあるため、経験した実務内容、知識・技術には大きな個人差がある。
- 介護福祉士は、単に自ら介護が行えるだけでは不十分であり、初任者等に対して、介護計画や介護方法等について根拠をもって指導し、説明する役割を担う。実務を通じた経験・学習だけでは、指導や説明を行うための根拠となる知識や理論について体系的に習得することが困難。



### 600時間課程

- さまざまな利用者の状態に十全に対応できる介護技術を、演習等を通じて学習。
- 介護の計画、実施、評価を行うために必要な、アセスメントの視点・方法、計画立案の考え方、専門的判断の基盤となる倫理などを、事例に基づく演習等を通じて学習。
- 認知症、障害、心理、身体のメカニズムなど、介護技術やアセスメント等の根拠となる知識について体系的に学習。
- 介護保険制度等、制度に関する知識を体系的に学習。



- さまざまな状態像の利用者、介護場面に対して、利用者の潜在能力を引き出す介護、根拠をもった介護を実施できる。
- 介護福祉の専門的な知識・根拠をもって、初任者への指導、家族への説明、他職種との連携・協働等ができる。

## 600時間課程の教育内容

- ・実務等で経験していることから削減し、介護実践の根拠となる理論を中心に構成。
- ・経験から想起して知識と関連づけることができるため、初学者に比べ短時間で教授できることを想定。
- ・実務経験で習得した限定的、断片的な知識・技術について、技術や行為の裏付けとなる知識、理論、理念等の基本・根拠と関連付けて、知識・技術を統合することを目的に内容を構成。

教育内容		1800時間課程	600時間課程
人間と社会		240	45
人間の理解	人間の尊厳と自立	30以上	15
	人間関係とコミュニケーション	30以上	0
	小計	60以上	15
社会の理解	社会の理解	60以上	30
	小計	60以上	30
※上記必修科目のほか、選択(120時間以内)			
介護		1260	300
介護の基本		180	90
コミュニケーション技術		60	30
生活支援技術		300	90
介護過程		150	90
介護総合演習		120	
介護実習		450	
こころとからだのしくみ		300	255
発達と老化の理解		60	45
認知症の理解		60	60
障害の理解		60	60
こころとからだのしくみ		120	90
合計		1800	600

実務経験だけでは体系的に学ぶことが困難な介護保険制度や障害者自立支援法、介護現場における倫理的課題への対応などについて学ぶ。

実務経験を通じて習得できているため不要とする。

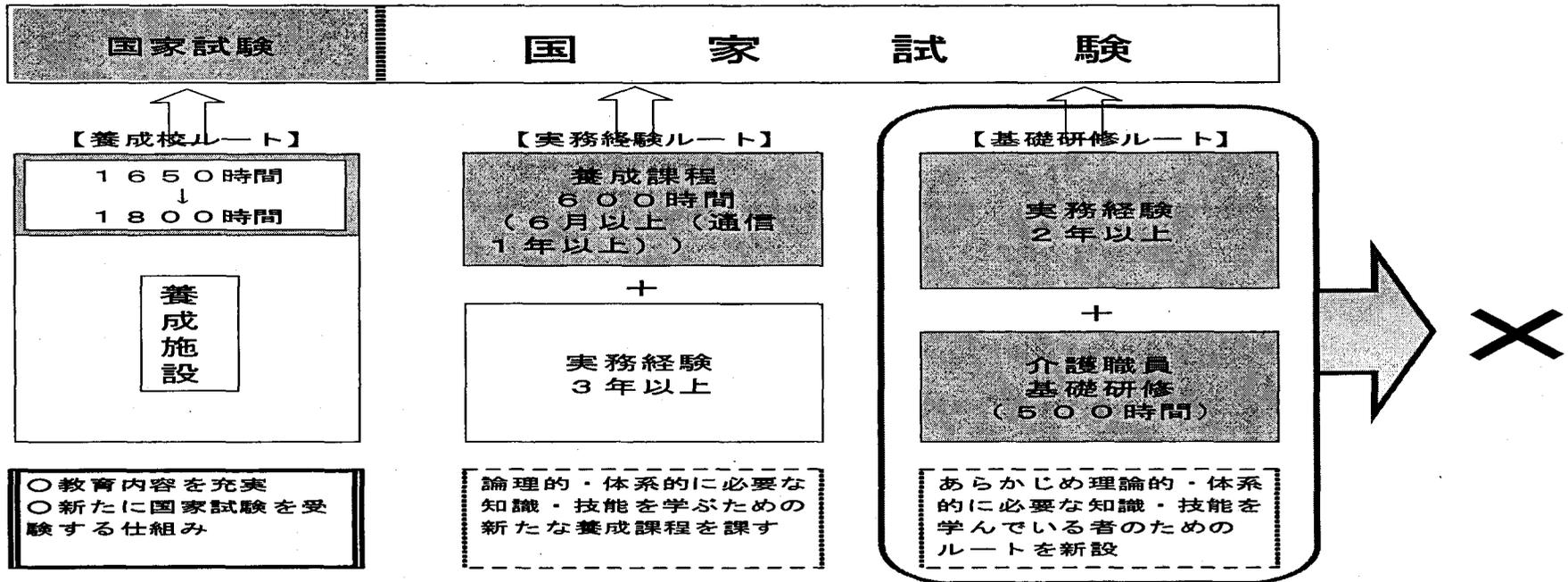
自立支援や個別ケアなど新しい介護の観点から実践ができるよう必要な知識・技術を学習・確認しながら、業務で経験した介護と体系的な知識を統合する観点から、内容・時間数を設定。

介護実践の根拠となる知識・理論となることから、重点的に時間数を設定。

# **介護福祉士の受験資格における 介護職員基礎研修の取扱いについて**

# 実務経験ルートにおける養成課程と介護職員基礎研修の経緯

- 社会保障審議会福祉部会報告書(平成18年12月)において、介護職員基礎研修修了者について、「基礎研修修了後、実務経験2年を経た者」に対し、受験資格を付与すべきと提言。



- その後、報告書を元に、「社会福祉士及び介護福祉士法一部改正法案」が立案(基礎研修ルートについては省令事項であったため、法案そのものには盛り込まれず)される。
- 一部改正法案の国会審議(平成19年)の際に、「実務経験ルート(実務経験3年+600時間課程)【法律上措置済みのルート】と基礎研修ルート(実務経験2年+500時間)【省令で新たに措置するルート】の均衡を図るべき」との指摘があり、引き続き検討を行うこととされた。

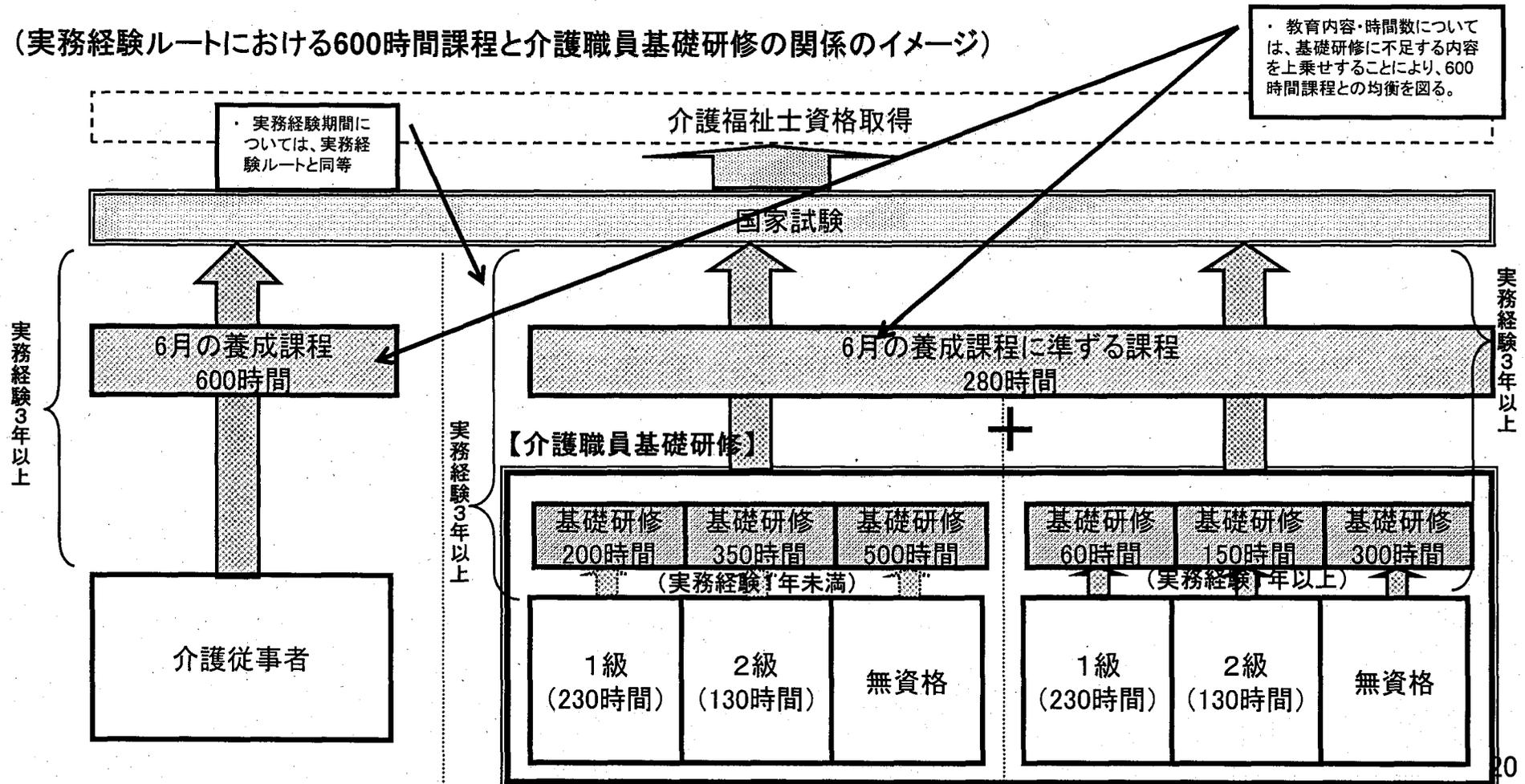
衆参厚生労働委員会附帯決議  
 七、厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養成に係る新たな仕組みを設けるに当たっては、現在の資格制度との関係について十分検討を行い、現場が混乱に陥ることのないようにすること。

# 基礎研修ルートのかえ方について【省令事項】（案）

600時間課程と介護職員基礎研修の関係については、士士法改正に係る国会審議の際に、基礎研修ルートの創設に当たって、実務経験ルートとの均衡に配慮するよう求められていることから、資格取得ルート間の均衡を確保する観点から、次のとおり整理する。

- ① 教育内容・時間数については、600時間課程と基礎研修の教育内容を比較して、600時間課程から重複部分を除いた教育内容(280時間)を上乗せする。
- ② 実務経験期間については、基礎研修受講前の実務経験年数を含め、実務経験ルートと同じ3年とする。

(実務経験ルートにおける600時間課程と介護職員基礎研修の関係のイメージ)



# 600時間課程・280時間課程の教育カリキュラム（案）

		600時間課程	280時間課程
人間と社会	人間の尊厳と自立	15h	
	社会の理解	30h	15h
介護	介護の基本	90h	9h
	コミュニケーション技術	30h	
	生活支援技術	90h	46h
	介護過程	90h	60h
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	45h	10h
	認知症の理解	60h	10h
	障害の理解	60h	20h
	こころとからだのしくみ	90h	70h
その他			40h
合計		600h	280h

※1 これらの課程は通信課程で行うことも可能とする。

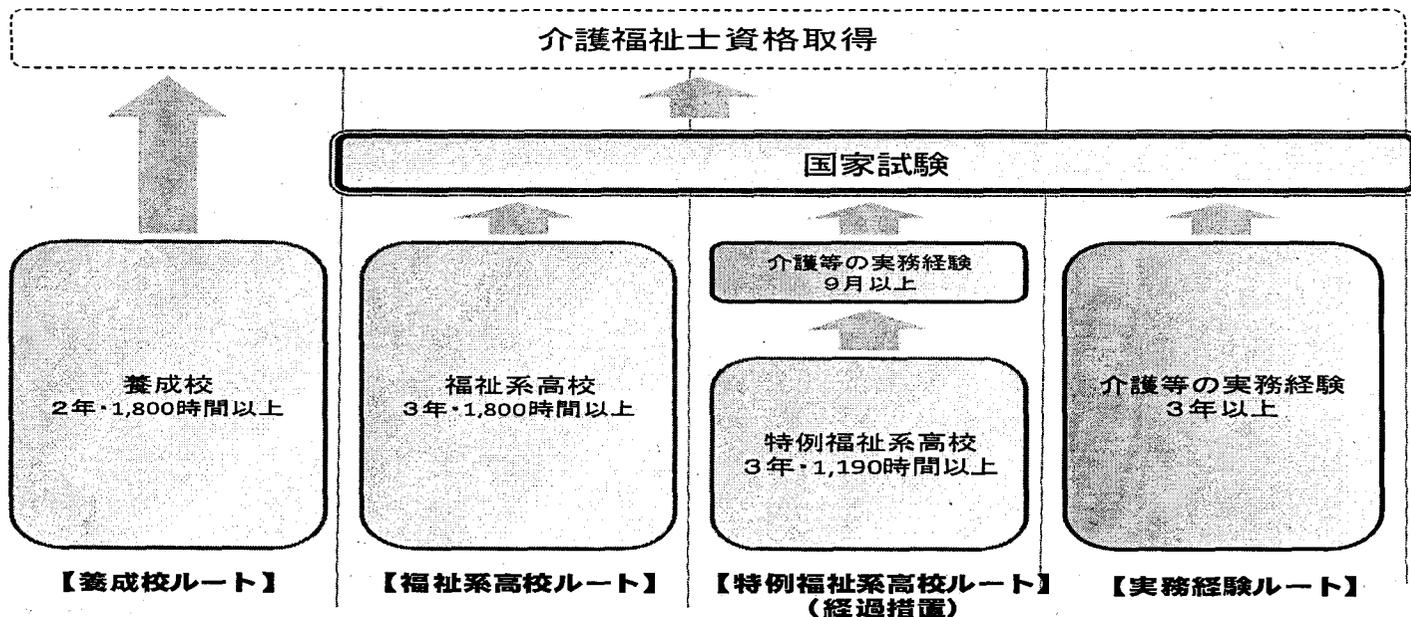
ただし、通信課程として行う場合は、領域「介護」のうち、「生活支援技術」及び「介護過程」の内容を中心に構成された面接授業(いわゆるスクーリング)を45時間行う。

※2 280時間課程における「その他」の科目は、

- ① 介護職員基礎研修で学習した内容の復習や、
- ② 介護職員基礎研修で学習した内容を踏まえ、3領域の理解の前提となる理論・統計等に関する学習を行うための科目として、その内容は養成校の創意工夫に基づき、養成校が定める。

# (参考) 平成24年度からの介護福祉士資格取得ルート全体像

【平成二十三年度まで】



【平成二十四年度以降】

